

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置工事の申込み) 第4条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第2項の規定により、 <u>企業長が必要と認めるときは、第1項の申込みの際、利害関係人の同意書、工事申込者の誓約書、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</u>	(給水装置工事の申込み) 第4条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u> <u>(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書</u> <u>(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書</u> <u>(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書</u> 4 <u>前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。</u>
4 (略) (特別な場合における料金の算定) 第19条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃	5 (略) (特別な場合における料金の算定) 第19条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃

<p>止したときの<u>基本料金</u>は、次に掲げるところにより算定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、<u>その都度、使用水量を計量し、算定する。</u></p> <p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 水槽の清掃を<u>毎年1回以上</u>、定期に行うこと。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、<u>毎年1回以上</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。</p>	<p>止したときの<u>料金</u>は、次に掲げるところにより算定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、<u>それぞれの用途の使用日数に応じて日割りにより算定する。</u></p> <p>(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 水槽の清掃を<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 前号の管理に関し、<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。</p>
---	---

第2条 大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第16条 条例第26条第1項又は<u>同条第3項各号列記以外の部分</u>の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 条例第26条第5項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第16条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。